抜粋版

参考資料２

高知県建設業活性化プラン Ver.３

～人材確保策とデジタル化による生産性向上を柱に改定～

令和４年２月

高知県土木部

はじめに　～高知県建設業活性化プランの改定にあたって～

1　趣旨

県民の皆様にとって、建設業は、頻発・激甚化する自然災害への対応や、インフラの整備や維持管理など、県民の皆様の生活や安全安心を守るために必要不可欠な存在となっています。

また、建設業が各地域で持続的に発展していくことが、地域の防災力の維持・確保につながるとともに、地域の雇用を守り、県経済の下支えにも貢献するものと考えています。

そのため、県としても建設業の皆様を支えていけるよう、平成 26 年２月に高知県建設業活性化プランを策定し、「公共工事の品質の確保」、「コンプライアンスの確立」、「建設業の活性化への支援」を３つの柱として、建設業の皆様とともに様々な取組を進めてきました。

そのような取組を進めている中、建設業の従事者は大きく減少し、高齢化が進行する一方、次世代を担う若者の入職者が少ない状況が続いています。そのため、地域の守り手として建設業に求められる社会的役割を今後も安定して果たしていくためにも、人材の確保が喫緊の課題となっています。

加えて、令和６年４月から建設業にも適用される時間外労働の上限規制などの働き方改革や、デジタル技術を活用した生産性の向上など、インフラ分野の DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する取組もますます必要となっています。

そのため、高知県建設業活性化プランの改定に当たっては、従前からの取組の柱である「公共工事の品質の確保」と「コンプライアンスの確立」の２つは当然、継続しつつ、特に「人材の確保策の強化」と建設現場のデジタル化による「生産性向上の推進」を改定の大きな柱に据えて、見直しを行ってきたところです。その他の改善点としては、数値目標を設定し、取組結果を公表し、取組状況を外部委員の視点により検証しながら、定期的に取組内容を見直していく仕組みを新たに設けました。

建設業を若者が働きたい魅力ある産業にしていくことが、地域地域で住民の皆様に求められる社会的役割を将来に亘って果たすこととなります。そして、建設業が求められる役割を果たしていくことが、県民の皆様の幸せにつながることを目指して、県と建設業界が一体となって、このプランを進化させながら取り組んでまいります。

2　位置づけ

本プランは、高知県中小企業・小規模企業振興条例（令和３年３月 26 日条例第７号）「第４条 県の責務」における建設分野の振興に関する計画に位置づけるものとする。

3　計画期間

令和３年度から令和５年度までの３年間とする。

4　推進体制と進捗管理

本プランの推進に当たっては、建設業団体と学識経験者、教育関係者などの委員からなる「高知県建設業活性化検証委員会」(仮称)を定期的に開催し、具体的な数値を共有しながら、取組状況の確認、効果や改善策の検討などを行い、各種取組の着実な実行・見直しを行ってまいります。

第3章　新プランの取組　(1) 高知県建設業活性化プラン見直しの方向性と進め方

現状・課題

・県では、平成26年２月に建設業活性化プランを策定し、「公共工事の品質と担い手の確保」、「建設業の活性化への支援」、「コンプライアンスの確立」を３本柱に取組を進めてきた。これまで、工事の平準化の取組（H26：83億円→R2：210億円（2.5倍））や受発注者双方によるコンプライアンスの徹底など一定の成果を挙げてきたところ）

・そのような中、建設業に求められる社会的役割は、頻発・激甚化する自然災害への対応や、インフラの維持・管理、コロナ禍における県経済の下支えなど、より重要性が高まっている。

・一方、従事者数が大きく減少し、次世代を担う若者の入職者も少ない中、今後も、**建設業に求められる社会的役割を果たしていくには、人材確保が喫緊の課題**となっている。

・更には、建設業をより魅力ある産業としていくために、**働き方改革、デジタル化による生産性向上など新たな時代の要請への対応を一層強化**する必要が出てきている。

高知県の建設業の従事者数（国勢調査）

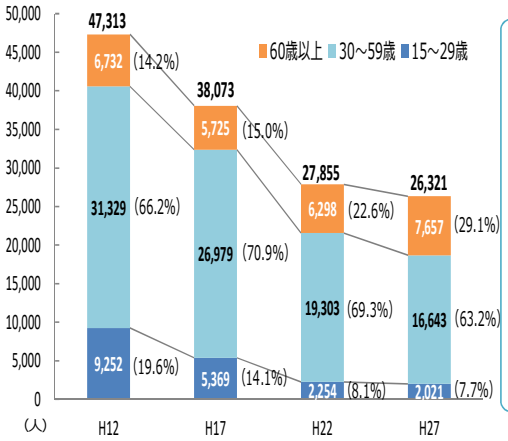

従事者数は、H12→H27の15年間で**▲2.1万人（▲44%）**と大きく減少。**特に60歳以下の減少が続いており**、今後の担い手不足が危惧

① R2年10月の有効求人倍率（高知県の雇用失業情勢（高知労働局））
建築・土木技術者等 **6.28**　土木の職業 **2.78**
職業計（全体）0.91

② R2年度建設業協会の会員（建設業者）へのアンケート
（回答数：130社）
Q:技術者、技能者労働者の新規採用の状況はどうですか
A:**雇用したいが応募がない 85%**、雇用できている 11%、雇用を考えていない 3%

建設業の有効求人倍率は他産業に比べても高く、多くの人材を求めている状況(①参照)だが、②のアンケートでは**8割以上が『雇用したいが応募がない』としており、人材確保が課題**

目的

若者が働きたい魅力ある建設業にしていくため、**人材確保策の強化**や**建設現場のデジタル化の推進**を図り、建設業が将来に亘って社会的役割を果たしていける体制の構築を目指す。

建設業に求められている対応

① 人材確保への対応
ア　労働環境の整備
・週休２日制の導入、時間外労働時間の上限規制への対応（R6.4月から本格施行）
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための非接触、リモート型勤務への転換
イ　入職促進のための情報発信の強化
WEBの活用など新たなPRの実施や小中高の児童・生徒へのアプローチ強化　など

② 生産性向上への対応
建設現場におけるICT機器等の導入・活用、研修の実施等技術向上への支援

即時の対応策（R3年度中に対応検討）

・人材確保策の拡充(中高生の職場体験、建設業のPR動画など)
・デジタル化に向けた機器やソフト導入の支援
・デジタル化及び技術力向上に向けた研修の充実

ポイントを絞って、取組を見直し

見直しの方向性

① **人材確保策の強化**（若者の入職促進、女性・外国人などの人材の呼び込み、労働環境の整備 等）
② **生産性向上の推進**（建設現場のデジタル化の推進 等）
「公共工事の品質の確保」と「コンプライアンスの確立」の取組は継続しつつ、**①及び②の取組を柱に一層の充実を図っていく。**

有識者の会議を設置し、検討

取組手法

・上記①、②にポイントを絞り、見直しの方向性や具体的な取組等について**業界や外部有識者のご意見をお聞きしながらプランを見直し、優先順位の高いものから実施**していく。
・策定後も**新プランの取組状況について、定期的にご意見をいただきながら、見直し**を行っていく。
・委員：建設業界代表者、人材確保（若年者、女性、外国人）に関する実務者、デジタル技術実践者など9名

事務局案に対し、様々な観点からご意見をいただき、ブラッシュアップ

スケジュール	R3年1月～3月	R３年4月～9月	R３年10月～3月
検討委員会	**第1回**(2月) 現プランの検証、取組候補の説明	**第2回**(5月) 1回目の意見反映 **第3回**(7月) 中間報告案の協議・決定	**第4回**(11月) 新プラン最終案の協議・決定
県議会	**2月議会**	**6月議会** **9月議会** 中間報告案説明	**12月議会** 新プラン最終案報告 **2月議会** R4当初予算説明
事務局	・関係者ヒアリング、中学校進路指導教員アンケート →	・関係者追加ヒアリング → ・建設業協会会員にアンケート及び意見聴取（8月～10月） →	・R4当初予算協議（11月～） ・新プラン策定

（２）高知県建設業活性化プラン ver.3の概要

１ 見直しの背景

建設業への若者の入職者が少ない中、従事者の高齢化が進行し、建設業の社会的役割を果たすための**人材確保が喫緊の課題。**

さらには、建設業をより魅力ある産業としていくために、**働き方改革やデジタル化による生産性の向上**など、新たな時代の要請への対応を一層強化していく必要がある。

２ 見直しの目的

若者が働きたい魅力ある建設業にしていくため、**人材確保策の強化**や**建設現場のデジタル化の推進などによる生産性の向上**を図り、建設業が将来に亘って社会的役割を果たしていける体制の構築を目指す。

３ プランの概要

名称	高知県建設業活性化プランVer.3
計画期間	（策定日）～R6年3月31日（3年間）
数値目標	計画期間の最終年度における目標値を設定
進捗管理	毎年1回、外部委員会に報告し、検証見直し

数値目標：計画期間の最終年度の目標値

	項目	指標	現状値	目標値（R5）
新たに強化する取組	人材確保策	建設業者アンケートで「雇用したいが応募がない」回答率	85%（R2.10）	65%（R5.10）
		建設業者アンケートで「女性技術者等を雇用したいが応募がない」回答率	60%（R2.10）	40%（R5.10）
		高校生の建設業への就職者数	96人（R3.3）	110人（R6.3）
		外国人雇用人数	310人（R2.10）	380人（R5.10）
		週休２日工事の対象率	県38% 市町村0% （R3.3）	県100% 市町村20% （R6.3）
	生産性の向上	ICT活用工事の実施数	20件（R3.3）	110件（R6.3）
継続的な取組	公共工事の平準化	県工事の平準化率(※1)	0.8（R3.3）	0.9（R6.3）
	コンプライアンスの確立	建設業者の等級ごとの研修受講率	A 95% B 85% C 51% D 36% （R3.3）	A 100% B 90% C 70% D 50% （R6.3）

４ 優先する取組例

	取組内容	実施主体	R3 → R5	
人材確保策	児童生徒と保護者へのアプローチ	小中高校生を対象に出前授業と保護者も参加できる現場見学会を実施（※２）	建設業協会	試行的に実施	実施、改善
		職場体験の受入れ可能な建設業者リストの作成と中高進路担当教員への提供	建設業協会	リスト作成検討	リスト作成・配付
		中学校及び普通高校も含めた高校の進路指導担当教員や保護者に建設業への就業に向けた説明会開催（※３）	建設業協会	試行的に実施	実施、改善
	魅力発信の強化	動画や写真の投稿サイトを活用して、建設業の災害対応やインフラ整備のやりがい、達成感などの魅力を発信	建設業協会	動画作成検討	実施、改善
	女性活躍の支援策	働き方改革や女性雇用の入札参加資格審査又は総合評価での優遇制度を検討	土木政策課	企画検討	実施、改善
		働き方改革研修の中で、女性の就業環境における配慮事項の周知（※4）	土木政策課	試行的に実施	実施、改善
	外国人材確保策	外国人実習生の就業できる作業の範囲が、限定されているため、多くの職種で働けるように、制度改正を政策提言	土木政策課	提言内容検討	提言内容実現
		外国語対応による建設機械等の資格取得講習会を県内で開催する支援	土木政策課	試行的に実施	実施、改善
	労働環境整備	週休２日モデル工事の拡大及び市町村への普及	土木政策課	周知	周知
インフラ分野のDX	生産性向上と技術力向上への支援	ICT測量機器やソフトウエア等導入の補助金対象を建設業者からコンサルタントに拡充を検討し、県内全域にICTの活用モデルを普及	技術管理課	対象者の拡大検討	検証、改善、モデル普及
		ICT技術等に関する研修会を開催し、建設現場の生産性向上や知識の向上を図り、ICT活用工事を普及拡大	技術管理課	検証、改善	検証、改善

※１　4-6月平均稼働件数／当該年度平均稼働件数

※２　全県立高校、一部の中学校を対象に土木建設業体験をR3年度から先行実施中。
※３　中学校の進路説明会に同席し、説明をR3年度から先行実施中。
※４　県の行う働き方改革研修の中で、R3年度から先行実施中。

５ スケジュール

	R２年度	R３年度	R４年度～5年度
建設業活性化検討委員会		検討委員会開催（R3.2～11）	毎年7月頃の検証委員会で取組状況の報告、進捗管理
県事務局・建設業協会		ヒアリング・アンケート → 予算化検討 → 意見聴取 → 策定完了	達成状況の検証や委員会の意見等により、見直し継続

第3章　新プランの取組　（３）強化する取組と役割分担、優先順位

① 人材確保策の強化

◎R3年度から新たに実施又は既に実施　○R4年度から実施予定　△R５年度以降実施予定

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体（黄色で着色）	役割	取組の効果を見るKPI	スケジュール R3	スケジュール R4	スケジュール R5	優先順位	選定の考え方等
1	新規	ア　児童生徒と保護者へのアプローチ強化	出前授業や現場見学会の実施	児童生徒や保護者に建設業への理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	・出前授業で使用するプレゼン資料を技術理論に裏打ちされた分かりやすい、動画を含んだものを官民共同で作成し、出前授業を実施。 ・普通科も含めた全高校対象の「建設業現場見学会」を保護者同伴で建設業協会支部で実施。	県建設業協会	企画、実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、モデル的に実施	マッチング、現場見学会を本格実施	同左	◎	中学校教員へのアンケートでは出前授業のニーズが高く、現場見学会は、第1回、第2回会議でも効果が高いとの意見あり。
						建設業者	従業員派遣等の協力						
						県土木政策課	市町村教育委員会経由で学校に業者を紹介						
2	新規		職場体験等受入可能業者リスト作成及び提供	中学校や高等学校で職場体験を受け入れてくれる建設業者をリスト化し、中学校や高等学校に提供する。	建設業協会の各支部及び土木事務所が協力し、職場体験を受入可能な業者リストに体験等のプログラム、受入可能人数などをとりまとめたリストを作成し、小中学校や高等学校へ配布してもらうことで、建設業者を体験先候補に加えてもらう。	県建設業協会	職場体験等の受入可能な建設業者のリストの作成	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	リスト作成検討	リスト作成、提供	リスト作成、提供	◎	中学校の担当教員へのアンケート結果ではニーズが高い。
						建設業者	職場体験の受入協力						
						県土木政策課	協会と教育委員会事務局との調整						
3	拡大		若年者確保に向けたイベント開催	小中高生と保護者を対象に建設業の魅力をPRするイベントを開催し、若年者の入職につなげる。	現在実施している「こうち防災フェスタ」のイベント内容を、建設業への理解を深め、若者の人材確保に、よりつながるものに改善して実施。	県建設業協会	イベントの開催	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画検討、実施	改善	改善	◎	内容を充実させながら継続して実施。
						建設業者	参加協力						
						県土木政策課	補助金の実施						
4	新規		若手技術者・技能者との意見交換会	児童生徒の先輩や若手の建設業従事者との意見交換会を通じて、建設業への理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	建設業の仕事内容や、やりがい等について、卒業生が母校を訪問して、若手技術者として児童生徒と意見交換を実施。	県建設業協会	企画、実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、企画案作成	モデル的に実施	各支部で取組を実施	○	中学校教員へのアンケートから進路決定の要素に先輩とする回答が多く、また、年齢の近い若手が話すと生徒が身近に感じ、効果が高いと考える。
						建設業者	若手従業員の派遣						
						県土木政策課	教育委員会事務局との協議、調整						
5	新規		進路説明会の実施	中学生や保護者等に建設業についての理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢に考えてもらう。	中学生や保護者の進路説明会、PTA総会の場での動画上映や授業でDVDによる資料映像の活用も含めて建設業の魅力を説明する機会を設ける。	県建設業協会	企画、説明資料の作成	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、企画案作成	モデル的に実施	本格実施	○	建設業についての周知が不足していることから、まずは、映像等を活用して理解を深めてもらうことが重要と考える。
						建設業者	雇用条件等の提供						
						県土木政策課	教育委員会事務局との調整						
6	新規		中高教員向けの建設業勉強会等開催	中学校、高等学校の教員に建設業について理解を深めてもらい、生徒に指導する際、建設業を職業の選択肢の一つとして提案してもらう。	中学校や高校の教員に対して、建設業についての勉強会、現場見学会を実施。（工業会が実施の例あり）	県建設業協会	企画、実施。勉強会開催の会場、講師手配	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、企画案作成	モデル的に実施	本格実施	○	中学校、高校の教員の理解を得ることは、保護者や生徒への選択肢を広げるきっかけとなり得ることから、効果が大きいと考える。
						建設業者	講師の派遣						
						県土木政策課	教育委員会との調整、学校への案内						
7	新規		建設業周知パンフレットの作成、配布	児童生徒や保護者、教員に建設業について理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに入れてもらう。	建設業の役割や仕事内容、デジタル化の取組、やりがい・魅力などを紹介する冊子を生徒や保護者・教員向けに配布し、出前講座などで使用することで、建設業への理解を深めてもらう。 （R3.6月に中学生向けパンフレットを作成し、公立全中学校の3年生に配付済み）	県建設業協会	パンフレット作成等	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画、作成、配付	作成･配布	作成・配布	○	他県にも同様の作成事例があり、建設業に対する理解を深めるために、印刷物により、見える化をすることは、保護者等には効果的と考える。
						建設業者	自社の取組、社員の紹介、原稿作成						
						県土木政策課	補助金の実施						

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体（黄色で着色）	役割	取組の効果を見るKPI	スケジュール R3	スケジュール R4	スケジュール R5	優先順位	選定の考え方等
8	新規		県内建設業に就業者対象の奨学金支援制度創設の検討	インセンティブを与えることにより、全国の若い年代の層に対し、高知県の建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	県外の大学から県内建設関係に5年間以上県内の建設業に就業を継続することを条件に、県外の大学生に給付型の奨学金を支援する。 （例：年間10人×５0万円＝500万円を基金から毎年拠出。）	県建設業協会	補助制度の実施、事務手続き	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	奨学金制度の仕組みを検討	奨学金制度の予算化検討	奨学金制度実施	△	高校生のニーズは最も高いと思われるが、実現には継続的な資金の確保が課題。
						建設業者	受け入れ先としての年次報告						
						県土木政策課	補助制度の研究、協力						
9	新規	イ　魅力発信の強化	動画の投稿サイトなどを通じた情報発信	建設業における旧３Ｋのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業における旧３Ｋのイメージを払拭するために、デジタル化や災害時の対応、インフラ整備の貢献度などを生徒や保護者に伝わるように、動画や写真の投稿サイトを通じた情報発信を行う。効果を高めるため、見てもらうための仕掛け作りも併せて検討する。	県建設業協会	企画し、制作を委託	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人（参考） ・視聴回数	企画･戦略作り、素案作成	制作、公開	公開、評価	◎	委員等からも動画作成を推し進める意見が多く出ており、協会へのアンケートでもニーズが高い。
						建設業者	撮影協力						
						県土木政策課	補助金の実施						
10	拡充		建設業活性化事業費補助金による業界団体が行う活性化の取組への支援	建設業における旧３Ｋのイメージを払拭し、進化しつつある建設業を正しく理解してもらう。	建設業の重要性及び魅力の発信、技能の伝承や入職・定着の促進など働き方改革に向けた取組を含む建設業の活性化に繋がる取組を実施する関係団体を支援する。	県内の団体	補助金の活用	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	補助制度の見直し	検証、改善	検証、改善	◎	令和3年度予算で継続実施。 令和４年度以降は更なる取組みの支援（NO.4.7.9.14等）に向け予算の拡充が必要。
						建設業者	補助制度の事業を活用						
						県土木政策課	補助金の実施						
11	新規		テレビ等のマスメディアを通じた建設業の理解促進	建設業における旧３Ｋのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業における旧３Ｋのイメージを払拭するために、デジタル化や災害対応、インフラ整備の貢献度を生徒や保護者にも伝わるように、効果的な手法を研究し、テレビや新聞等のマスメディアを通じて、報道してもらう。	県建設業協会	取材源の提供、投稿	（参考） ・マスコミに取り上げられた件数 ・ＷＥＢ等で発信した件数	勉強会、戦略作り	戦略的広報を実施	戦略的広報を実施	○	災害対応やインフラ整備の貢献度を報道してもらうためには、ニューズバリューがある取組として取り上げられる戦略づくりが必要。
						建設業者	報道取材への協力						
						県土木政策課	PR手法の研究、投稿						
12	新規		働き方改革や女性活躍などの労働環境の改善に取り組む工事施工者の優遇制度の創設	働き方改革や女性活躍などの労働環境の改善に取り組む工事施工者を表彰することなどで、事業者の意識を醸成し、取組の拡大を図る。	働き方改革や女性活躍に繋がる取組など、労働環境の改善に取り組む事業者に対し、入札参加資格や総合評価で優遇する制度を検討する。	県建設業協会	制度の周知	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	仕組みを検討	実施	検証、改善	○	令和４年度に向けて、今後検討。
						建設業者	制度の活用						
						県技術管理課 県土木政策課	促進する仕組みを検討						
13	継続		高知県優良工事施工者表彰の実施	県内の建設技術水準の向上、高品質の社会資本を確保及び広く県民に公共事業や建設業の社会的役割について理解を深めてもらう。	前年度の完成検査に合格した成績評定点が80点以上の工事を対象に、県内部職員による書類審査により、知事賞５件程度、優良賞20件程度を表彰し、受賞企業の代表数社が発表会を行う。（工業高校等に発表会への出席を呼びかけ、高校生も参加している。）	県建設業協会	制度周知	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	表彰制度の見直し	検証、改善	検証、改善	◎	令和3年度予算で継続実施中。
						建設業者	応募						
						県技術管理課	表彰の実施						
14	新規		建設業従事者によるドローン操作コンテスト	建設業における旧３Ｋのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業におけるドローン活用のＰＲとドローン技術の普及促進のために、ドローン操作コンテストの実施し、技術者の技術の向上と若者の入職者を確保することを目指す。	県建設業協会	企画、開催実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画づくり	試行	実施	△	技術者の技術向上や若者の入職希望につながるか未知数のところはあるが、楽しめることを見せることが大事と考える。
						建設業者	参加協力						
						県土木政策課	開催広報						

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体（黄色で着色）	役割	取組の効果を見るKPI	スケジュール R3	スケジュール R4	スケジュール R5	優先順位	選定の考え方等
15	新規		フォトコンテストの実施	建設業における旧３Ｋのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業の魅力発信のため、プロ、アマを問わずフォトコンテストを実施し、選ばれた写真をWEBや印刷物で活用、広報することで、イメージアップを図る。	県建設業協会	企画、開催実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画づくり	試行	実施	△	建設業に関する写真が集まり、その後のパンフレットやWEB写真にも活用できるので、一度実施してみる価値はあると考える。
						建設業者	被写体提供の協力						
						県土木政策課	広報支援						
16	新規	ウ　女性や外国人材などの人材確保の支援	女性技術者等への配慮事項研修会実施	女性が活躍しやすい労働環境を整えることで、建設業における女性入職者の入職者を増やし、子育て期等での離職者を減らす。	・県が実施する働き方改革の研修の中で、女性活躍のための研修を設けて女性への配慮事項の周知を検討。 ・女性専用トイレや着替用の間仕切り設置や休憩、昼食の際にキャンピングカーの活用などの事例を研修等で紹介。	県建設業協会	研修内容検討、周知	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画、予算要求	実施	検証、改善	○	女性技術者等からの就労環境改善に対するニーズが高く、実施が必要と考える。
						建設業者	研修参加、就労環境の整備						
						県土木政策課	研修実施						
17	新規		女性技術者・技能者の活躍に向けた広報	女性が活躍しやすい広報活動を強化して、働きやすい労働環境を整備する。	・建設業における女性活躍がイメージできる動画作成を検討。 ・業者や学生等に協力してもらい、ユニフォーム（作業服）を制作し、ファッションショーの開催を検討。 ・建設業協会主催で女性が参加しやすいイベント開催を検討。	県建設業協会	各種企画を計画実施	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画、予算要求	実施	検証、改善	○	女性技術者等からのニーズが高く、女性活躍に向けて効果的と考える。
						建設業者	参加						
						県土木政策課	補助支援						
18	新規		女性技術者と女子学生等との意見交換会開催	女性同士での意見交換会を通じて、建設業について理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	・県内の建設業に就業する女性技術者や技能者と就業を検討する女子学生（中学生、高校生、大学生等）との意見交換の場を設ける。県外の大学生も参加しやすいようにオンラインでの開催も検討。 ・併せて、女性技術者や技能者同士の意見交換会の場も設定。	県建設業協会	意見交換会の実施	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画作り	実施	検証、改善	○	直接、女性技術者との意見交換を行うことで、疑問点の解消や課題解決等につながると思われ、効果が高い。
						建設業者	女性技術者の参加協力						
						県土木政策課	教育委員会との調整						
12（再掲）	新規		働き方改革や女性活躍に取り組む工事施工者の表彰制度等の創設【再掲】	働き方改革や女性活躍などの労働環境の改善に取り組む工事施工者を表彰することなどで、事業者の意識を醸成し、取組の拡大を図る。	働き方改革や女性活躍に繋がる取組など、労働環境の改善に取り組む事業者に対し、入札参加資格や総合評価で優遇する制度を検討する。	県建設業協会	制度の周知	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	仕組みを検討	実施	検証、改善	○	令和４年度に向けて、今後検討。
						建設業者	制度の活用						
						県技術管理課 県土木政策課	促進する仕組みを検討						
19	新規		女性技術者と女子学生等との相談コーナー開設	女性技術者への相談コーナーを設けて、建設業における女性の働き方ついて理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	・現在実施している啓発イベント内において、女性技術者による女性のための就業相談コーナーを設ける。	県建設業協会	相談コーナーの設置	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画作り	実施	検証、改善	○	令和４年度に向けて、今後検討。
						建設業者	女性技術者の参加協力						
						県土木政策課	補助支援						
20	新規		外国人材の制度説明会の実施	技能実習制度や特定技能制度を理解してもらうことにより、県内の建設業における外国人材のニーズを満たす。	・技能実習制度や特定技能制度について、県内の受け入れ建設業者や外国人の体験談、受け入れ団体の事例発表などを通じて制度と外国人材の実態の把握と円滑な雇用につなげてもらう。	中小企業団体中央会	制度説明会の周知、広報	外国人雇用人数 R2:310人→R5:380人	制度説明会実施	支援制度実施	支援制度実施	◎	ヒアリング結果からも制度の周知が不足しているため実施。（Ｒ３年度予算で対応）
						建設業者	参加						
						県土木政策課	制度説明会の実施						

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体（黄色で着色）	役割	取組の効果を見るKPI	スケジュール R3	スケジュール R4	スケジュール R5	優先順位	選定の考え方等
21	新規		外国語に対応した建設機械講習等の県内での実施や高度人材活用に向けた支援の検討	県内での資格取得できるよう環境を整備し、外国人材がより活躍できるようにする。	・県内では、ベトナム語などの外国語の講習に対応できる通訳がおらず、県外まで講習受講に出かけているため、県内で講習ができる環境を整備する。今後は、関係部署とも連携して外国語に対応した建設機械等の資格取得講習会開催を検討。 ・高度人材の活用に向けた支援策の検討。	中小企業団体中央会	補助制度の活用	外国人雇用人数 R2:310人→R5:380人	試行実施	本格実施	本格実施	◎	講習会の開催は、アンケート等でもニーズが高く、技能者、雇用主双方にメリットが大。高度人材の活用は、ニーズ把握を進め、必要性を検討。
						建設業者	講習への参加						
						県土木政策課	予算化に向けて関係部署との調整						
22	新規		外国人材の実技講習における資格制度の緩和を要望	建設業における外国人材の就業できる範囲が限定されるため、幅広い職種で活躍できるようにする。	・建設業における技能実習生の職種が作業内容で細分化され、限定された作業しかできないことから、実際の現場では利用しづらい制度となっているため、幅広く作業ができるように国に対して政策提言を実施。	中小企業団体中央会	提言内容の企画、立案	外国人雇用人数 R2:310人→R5:380人	提言内容検討	提言実施	提言実施	◎	提言内容の実現で、多能工としての就業しやすさ、雇用者の活用のしやすさに結びつき、実習生と雇用主双方にメリットとなる。
						建設業者	提言内容への意見進言、制度活用						
						県土木政策課	政策提言を実施						
23	拡充	エ　働きやすい労働環境の整備	県、市町村における週休２日モデル工事の実施拡大	建設現場では、まだ4週6休が多いことから、多くが4週8休となることで、働きやすい労働環境を整備し、建設業の魅力向上に繋げ、若者の入職者を増やす。	県発注工事においては、令和3年4月から週休２日モデル工事対象とする額の条件を取り払い、原則全てを対象としている。しかし、市町村は、週休２日工事にはどこも取り組んでいない。このため、建設現場の従業員によって休日にばらつきがあるので取り組みにくいという声があることから、県が市町村を積極的にサポートする。	県建設業協会	週休２日制度の周知	県38%→100% （市町村 ０％ → 20%）	研修等で周知	研修等で周知	研修等で周知	◎	県は、令和３年度から継続拡大して実施中。
						建設業者	週休２日工事を実施						
						県土木政策課	普及啓発、市町村へのサポート						
24	拡充		働き方改革への対応に向けた研修の実施	働きやすい労働環境を整備し、建設業の魅力向上に繋げる。	令和3年度からコンプライアンス研修と併せた働き方改革のWEB研修の中で、若者や女性の働きやすい就労環境に向けた研修を実施する。	県建設業協会	研修会の周知	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	研修会の開催	検証、改善	検証、改善	◎	令和3年度予算で継続実施中。
						建設業者	研修会への参加						
						県土木政策課	研修会の実施						
25	継続		建設業働き方改革等支援アドバイザーの派遣	働きやすい労働環境を整備し、建設業の魅力向上に繋げる。	働き方改革等支援アドバイザー制度を実施してきたが、利用件数が少なく、利用者にも偏りが見られるため、制度の利用実績の公開やアドバイザーの対象範囲を例示するなど制度の周知方法を改善し、利用を促す。	県建設業協会	アドバイザー制度の周知	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	アドバイザー制度の周知改善、範囲拡大	検証、改善	検証、改善	◎	一部制度を見直し、令和3年度予算で継続実施中。
						建設業者	アドバイザー制度の活用						
						県土木政策課	アドバイザー制度の見直し、拡充						

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体（黄色で着色）	役割	取組の効果を見るKPI	スケジュール R3	スケジュール R4	スケジュール R5	優先順位	選定の考え方等
② インフラ分野のDX（※）の推進　※ DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるためのもの。													
26	新規	生産性向上と技術力向上への支援	ICT機器の導入に係る補助制度の創設	ＩＣＴ機器の導入を促すことで、県内の業界全体の生産性の向上を図る。	ICT建設機械・測量機器・ソフトウェアの導入経費、講習会参加費などを補助することで、県内各地域にモデルとなる取組を広げ、発表会や現地見学会を通じて、県内全域にICT活用工事を拡大していく。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	制度の周知 取組推進 補助金の実施	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	補助制度実施	検証、改善	検証、改善	◎	令和3年度予算で実施中。
27	新規		遠隔臨場などリモート環境の導入等のサポート窓口の設置	ＩＣＴ機器の導入を促すことで、県内の業界全体の生産性の向上を図る。	建設分野のデジタル化を一気に進めていくために、遠隔臨場などのリモート環境などの建設業者等の困りごとに対応できるよう、デジタル化に関する相談窓口を設置する。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	窓口の紹介、周知 相談窓口の活用 相談窓口設置、運用	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	相談窓口の設置	検証、改善	検証、改善	◎	令和3年度予算で新規事業として実施中。
28	継続		i-Construction、ICT等に関する研修の充実	ＩＣＴ活用等の理解を促すことで、県内の業界全体の生産性の向上を図る。	現場技術者を対象としたICT技術研修会や経営者を対象としたi-Construction講座を開催し、建設現場の生産性向上やICT技術に関する知識の向上を図り、ICT活用工事の普及拡大を図る。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	周知 研修参加、意識向上 研修実施、啓発	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	研修実施	検証、改善	検証、改善	◎	令和3年度予算で実施中。
29	継続		情報化技術活用検討委員会等の開催	最新の取り組み事例を県内業者に紹介し、より一層の情報化技術活用を促進する。	専門家で構成した委員会より、先進的な取り組み事例の報告や県事業での導入に向けたアドバイスを受け、ホームページ等を通じて県内業者に紹介していく。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	周知 参加 検討委員会等の開催	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	範囲拡大検討	検証、改善	検証、改善	◎	令和3年度予算で実施中。
30	継続		維持管理エキスパート研修の実施	インフラの維持管理の必要性が高まっており、維持管理の技術力向上を図る。	老朽化が進む県内インフラの良好な維持管理に県内建設業者が貢献できるよう、土木構造物の点検技術等を習得するために必要な研修を技術力に合わせて３段階で実施し、点検や補修補強の技術に優れた建設業者の育成を目指す。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	周知 研修参加 研修実施	（参考指標） 参加企業数、参加従業員数	実施	検証、改善	検証、改善	○	R3年度予算で継続実施。インフラの維持管理は今度とも必要であり、継続的に技術力の向上を図ることが必要。
③ 公共工事の品質確保とコンプライアンスの確立													
31	継続	ア 公共工事の品質確保	平準化の取組	年間を通じて工事量を安定させ、工事従事者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化を図る。	繰越明許予算等の活用や、公共工事品質確保推進協議会において市町村に県の取り組みを紹介するなど具体的な取組手法などについて検討を進める。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	経営健全化の呼びかけ 従事者の処遇改善、経営の健全化 発注の平準化	高知県における工事の平準化率※ R2年度：0.80 → R5年度：0.90	実施	実施	実施	◎	（※工事の平準化率＝工事が例年少ない4～6月の1カ月当たりの平均稼働件数を、年度全体の1カ月当たり平均稼働件数で割った数値を「平準化率」と設定。
32	継続	イ コンプライアンスの確立	コンプライアンス研修の実施	継続的に研修を実施していくことで、全ての取り組みの前提となるコンプライアンスの確立を図る。	コンプライアンスの確立は、全ての取り組みの前提となるものであり、引き続き、研修を実施していくことで、県内事業者のコンプライアンスの意識向上を図る。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	独自の研修実施 研修参加、意識向上 研修実施、啓発	土木一式の入札参加資格保有業者の研修参加率 A 100%、B 90% C 70%、D 50%	実施	実施	実施	◎	コンプライアンスの確立は、全ての取り組みの前提となるもの。